

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 第14回議事要旨

- 1 日時 平成19年8月27日(月) 18:00~19:35
- 2 場所 総務省8階第1特別会議室
- 3 出席者 堀部座長、多賀谷構成員、中村構成員、舟田構成員、村上構成員
鈴木総務審議官、小笠原情報通信政策局長、寺崎総合通信基盤局長、
中田政策統括官、鈴木総合政策課長、内藤通信・放送法制企画室長
- 4 議事要旨

(1) 主要関係事業者・団体等からの公開ヒアリング(第2回)

日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの5事業者(以下「NTTグループ」という。)、KDDI株式会社、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社の3事業者(以下「ソフトバンクグループ」という。)から、それぞれ「中間取りまとめ」に対する意見を聴取し、その後意見交換を行った。

ア NTTグループ

(ア) 説明内容

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会の中間取りまとめに対する考え方」(資料2-1)及び「意見書」(資料2-2、2-3、2-4)に基づき説明。

(イ) 意見交換

- レイヤー型法体系への転換という方向性自体については賛成か反対かとの質問に対して、レイヤー型法体系の具体的な内容によるものの、それ自体に反対だというわけではないとの回答がNTTグループよりあった。
- プラットフォームは今後多様な発展をしていくので問題の予見が困難であり、事前規制というよりも、プラットフォームが情報の自由な流通を阻害するような場合に個別に事後的規律を課し、事例の蓄積により類型化を検討することがよいのではないかとの意見がNTTグループよりあった。
- 有害コンテンツ等に対してどのような規制が適切であるか、また、国境を越えたコンテンツ配信サービスに対してどのような規制が有効であるかとの質問に対して、社会的な規律は必要だと思うが、国内事業だけが過剰な規律になり国際競争力をそぐことがないように配慮してほしいとの回答がNTTグループよりあった。
- コンテンツ規律について、ネット利用者が増加して社会的影響力が増大することによる規律の必要性は認識しているが、新事業創出の観点から、どちらかと言えばインターネットの自由を続ける方に重きを置くべき。また、一般法で規律できる側面もあり、今回見直す法体系が事業規制に重点を置くのか、社会的規制に

置くのかによって評価は変わってくるとの意見がNTTグループよりあった。

- プラットフォーム機能の規制について、例えばiモードでは自律的に審査基準をオープンにし、差別的取扱いを排除しているの、公的な規律は不要との意見がNTTグループよりあった。
- プラットフォーム機能と伝送サービスが、今後も一体として提供されるのか、双方が遊離して展開されるのか予想はつかないが、両方のビジネスモデルが可能であるようにすべきとの意見がNTTグループよりあった。

イ KDDI株式会社

(7) 説明内容

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」中間取りまとめについて」（資料3-1）及び「意見書」（資料3-2）に基づき説明。

(4) 意見交換

- 違法・有害コンテンツへの対応について、事業者として非常に判断に迷う事例があり、将来そのような事例が増える懸念もあるので、どのような主体が適正性を判断すべきか議論を深めていただきたいとの意見がKDDIよりあった。
- プラットフォームにより、情報の自由な流通やコンテンツの創出が妨げられ、競争が阻害される場合として、ボトルネック設備と一体で構築される部分については、競争をゆがめる懸念があるとの意見がKDDIよりあった。
- プラットフォーム規律や垂直型兼営規律における「ボトルネック設備」としては、歴史的に構築された設備であるNTTの加入者回線部分やそれと一体となって構築・活用されている施設、設備と考えているとの意見がKDDIよりあった。
- プラットフォームという概念は非常に幅広く、構成員から例示されたような例えば医療サービスを提供するためのプラットフォームという概念もあるので、これを明確にした上でレイヤー別の区分としてプラットフォームを独立して切り出すかどうか議論すべきとの意見がKDDIよりあった。
- プラットフォームのオープン化の検討について、携帯電話ビジネスを想定した場合、オープン化の検討には賛成であり、検討を進めなければならないが、垂直統合型ビジネスモデルの中で新しい機能やサービスに対する投資をためらうことにならないか懸念があるとの意見がKDDIよりあった。
- 放送業界にもメリットのあるようなレイヤー型の法体系が考えられるかとの質問に対して、いくつかの選択肢はあるもののレイヤー型法体系への移行はある程度必然性はあるし、放送事業者、あるいは類似の事業者、ビジネスにとって事業範囲が広がる可能性もないことはないのではないかとの回答がKDDIよりあった。
- 「歴史的に形成された通信のボトルネック設備と一体で構築されるプラットフォーム機能」とは、固定電話で構築された顧客データベース等を含めたNGNにおけるプラットフォーム機能のことであり、新しいサービスを提供する際に、こ

の機能を用いた競争制限的な行為が行われないことが重要との意見がKDDIよりあった。

ウ ソフトバンクグループ

(7) 説明内容

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」第14回会合ヒアリング資料」（資料4-1）及び「意見書」（資料4-2）に基づき説明。

(4) 意見交換

- 通信・放送融合サービスは、現行法制下でも実現可能だが、早期実現は困難で、個々の案件ごとに課題があり、具体的には、電気通信役務利用放送法に基づくBBTVサービスのコンテンツ拡大やネットとの連携を深めていくときに問題になってくるとの意見がソフトバンクグループよりあった。
- 違法・有害情報については、ルール策定や公的機関等による判断が一つのやり方として考えられるが、判断基準やなりすまし等すべてを解決するとなると、ネットワークに対する負荷が相当重くなるのではないかと意見がソフトバンクグループよりあった。
- 今後、伝送設備に対するNTTと競合する他社の投資が進むことによって、NTTのボトルネック性は緩和されると思うが、伝送面での今後の競争の進み具合をどのように考えるかとの質問に対して、FTTHを含めラストワンマイルについてNTTのシェアが高まっており、ボトルネック性は増していくとの回答がソフトバンクグループよりあった。
- 基本的に、設備にボトルネックが集中しており、この部分がきちんとオープンになれば、サービスはかなり競争的にできるので、プラットフォームの規制は最小限でよいとの意見がソフトバンクグループよりあった。
- コンテンツに係るルール整備に関し、基幹放送については、いろいろなメディアに流せるような形がもっと進むような規制は必要であるが、インターネット上のコンテンツについては、リテラシーの向上など別の解決策があるのではないかと意見がソフトバンクグループよりあった。
- BBTVなど電気通信役務利用放送について、番組基準等の放送法の準用をどうするかは今後検討が必要との意見がソフトバンクグループよりあった。
- 無線の場合は有線と違ってプラットフォームに特殊性があるかと考えるかとの質問に対して、携帯移動体特有のプラットフォームは今後それほど重視して考えなくてもよいのではないかと回答がソフトバンクグループよりあった。

(2) 次回会合

平成19年9月4日（火）18：00より開催。議題は、「主要関係事業者・団体等からの公開ヒアリング（第3回）」。

以上